Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 「住民基本台帳ファイル」 別紙2

5. 特定個人情報の提供・移転	(委託に伴うものを除く。)
移転先1	社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8項、番号法別表第1主務省令第8条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、児童福祉法施行規則第18条の6
②移転先における用途	本人確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	受給者及び対象障害児及び世帯構成員
⑥移転方法	 [○]庁内連携システム [□]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [□]フラッシュメモリ [□]紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2~5	
移転先2	健康增進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10項、番号法別表第1主務省令第10条第1、2、3、4、5、6号、予防接種法
②移転先における用途	対象者の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	予防接種の対象者
	[○]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[○]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	
⑥移転方法	[]電子メール

移転先3	社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11項、番号法別表第1主務省令第11条第1、2、3、4、5号、身体障害者福祉法第15条
②移転先における用途	本人確認、受給資格確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	受給者、受給者の配偶者、世帯員等
	[○]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
() 18 ¥6/J /A	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	社会福祉課
移転先4 ①法令上の根拠	社会福祉課 番号法第9条第1項 別表第一の12項、番号法別表第1主務省令第12条第1、2号、身体障害者福祉 法第18条
	番号法第9条第1項 別表第一の12項、番号法別表第1主務省令第12条第1、2号、身体障害者福祉
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の12項、番号法別表第1主務省令第12条第1、2号、身体障害者福祉 法第18条
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一の12項、番号法別表第1主務省令第12条第1、2号、身体障害者福祉 法第18条 本人確認、扶養義務者の確認を行う。
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の12項、番号法別表第1主務省令第12条第1、2号、身体障害者福祉 法第18条 本人確認、扶養義務者の確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の12項、番号法別表第1主務省令第12条第1、2号、身体障害者福祉 法第18条 本人確認、扶養義務者の確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人 の 節囲	番号法第9条第1項 別表第一の12項、番号法別表第1主務省令第12条第1、2号、身体障害者福祉 法第18条 本人確認、扶養義務者の確認を行う。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 措置対象者及び扶養義務者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の12項、番号法別表第1主務省令第12条第1、2号、身体障害者福祉 法第18条 本人確認、扶養義務者の確認を行う。 (選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人 の 節囲	番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 1 2 項、番号法別表第 1 主務省令第 1 2 条第 1 、 2 号、身体障害者福祉 法第 18条 本人確認、扶養義務者の確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢 > 1) 1万人未満

移転先5	社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15項、番号法別表第1主務省令第15条第1、2、3、4、5、6、7、8号、生活保護法第29条
②移転先における用途	本人確認、扶養義務者の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	要保護者及び被保護者
	[○]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール
() () () () () () () () () ()	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6~10	
移転先6	税務課、収納対策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項、番号法別表第1主務省令第16条、地方税法
②移転先における用途	本人確認、該当確認、納税義務者管理を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	地方稅賦課対象者
	[〇]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先7	建築住宅指導課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19項、番号法別表第1主務省令第18条第1、2、3、4、5、6、7、8、 9、10、11、12号、公営住宅法、公営住宅法施行令、石岡市市営住宅管理条例 、石岡市市営住宅管理条例施行規則	
②移転先における用途	入居者の管理を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	入居している世帯員	
	[○]庁内連携システム []専用線	
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
() () () () () () () () () ()	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
44-11-	Jm 0A / A 700	
移転先8	保険年金課	
①法令上の根拠	保険年金課 番号法第9条第1項 別表第一の30項、番号法別表第1主務省令第24条第1、2、3、4、5、6、7、8号、 民健康保険法、石岡市国民健康保険税条例	国
	番号法第9条第1項 別表第一の30項、番号法別表第1主務省令第24条第1、2、3、4、5、6、7、8号、	国
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30項、番号法別表第1主務省令第24条第1、2、3、4、5、6、7、8号、民健康保険法、石岡市国民健康保険税条例	围
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一の30項、番号法別表第1主務省令第24条第1、2、3、4、5、6、7、8号、 民健康保険法、石岡市国民健康保険税条例 国民健康保険資格の確認、住所確認を行う。 住民票関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満	H
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の30項、番号法別表第1主務省令第24条第1、2、3、4、5、6、7、8号、 民健康保険法、石岡市国民健康保険税条例 国民健康保険資格の確認、住所確認を行う。 (と民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	田
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第1項 別表第一の30項、番号法別表第1主務省令第24条第1、2、3、4、5、6、7、8号、 民健康保険法、石岡市国民健康保険税条例 国民健康保険資格の確認、住所確認を行う。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	国 ————————————————————————————————————
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の 節囲	番号法第9条第1項 別表第一の30項、番号法別表第1主務省令第24条第1、2、3、4、5、6、7、8号、民健康保険法、石岡市国民健康保険税条例 国民健康保険資格の確認、住所確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険被保険者及び擬制世帯主	田
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第1項 別表第一の30項、番号法別表第1主務省令第24条第1、2、3、4、5、6、7、8号、 民健康保険法、石岡市国民健康保険税条例 国民健康保険資格の確認、住所確認を行う。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険被保険者及び擬制世帯主 [○]庁内連携システム []専用線	国 ————————————————————————————————————
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の 節囲	番号法第9条第1項 別表第一の30項、番号法別表第1主務省令第24条第1、2、3、4、5、6、7、8号、 民健康保険法、石岡市国民健康保険税条例 国民健康保険資格の確認、住所確認を行う。 (主民票関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険被保険者及び擬制世帯主 [○]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	国

移転先9	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31項、番号法別表第1主務省令第24条の2第1、2、3、4、5、6号、国民年金 法施行令第1条の2
②移転先における用途	国民年金届出・申請の審査を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	国民年金被保険者及び受給者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [□] 専用線 [□] 電子メール [□] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [□] フラッシュメモリ [□] 紙 [□] その他 (□)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先10	社会福祉課
移転先10 ①法令上の根拠	社会福祉課 番号法第9条第1項 別表第一の34項、番号法別表第1主務省令第25条第1、2、3号、知的障害者福祉法第16 条
	番号法第9条第1項 別表第一の34項、番号法別表第1主務省令第25条第1、2、3号、知的障害者福祉法第16
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の34項、番号法別表第1主務省令第25条第1、2、3号、知的障害者福祉法第16条
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一の34項、番号法別表第1主務省令第25条第1、2、3号、知的障害者福祉法第16条 本人確認及び扶養義務者の確認を行う。
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の34項、番号法別表第1主務省令第25条第1、2、3号、知的障害者福祉法第16条 本人確認及び扶養義務者の確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の34項、番号法別表第1主務省令第25条第1、2、3号、知的障害者福祉法第16条 本人確認及び扶養義務者の確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 1 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

移転先11~15	
移転先11	こども福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37項、番号法別表第1主務省令第29条第1、2、3、4、5、6、7、8号、児童扶養手当法施行規則第1条、2条、4条、6条
②移転先における用途	同一住所に受給対象者以外の者が住所登録しているかどうかなどを確認し、受給資格の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者及び同一住所登録者
⑥移転方法	 [○]庁内連携システム [□]電子メール [□] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [□] フラッシュメモリ [□] 紙 [□] その他 (□) (□] (□) (□) (□
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先12	社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の40項、番号法別表第1主務省令第31条、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の妻に対する特別給付
②移転先における用途	請求内容の確認を行い、茨城県へ報告する。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	戦没者妻及び同一世帯員
⑥移転方法	 [○]庁内連携システム [□]電子メール [□]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [□]フラッシュメモリ [□] 紙 [□] その他 (□) (□] (□) (□
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先13	高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の41項、番号法別表第1主務省令第32条第1、2、3号、老人福祉法、 石岡市老人福祉法施行細則
②移転先における用途	本人確認及び健康保険該当等の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	虐待等により生活環境上問題がありかつ経済的困窮している状況と判断すべき申請者
	[○]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先14	社会福祉課
移転先14 ①法令上の根拠	社会福祉課 番号法第9条第1項 別表第一の42項、番号法別表第1主務省令第33条第1、2号、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則
	番号法第9条第1項 別表第一の42項、番号法別表第1主務省令第33条第1、2号、戦傷病者特別援護法、戦傷病
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の42項、番号法別表第1主務省令第33条第1、2号、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一の42項、番号法別表第1主務省令第33条第1、2号、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則 申請内容の確認を行い、茨城県へ報告する。
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の42項、番号法別表第1主務省令第33条第1、2号、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則 申請内容の確認を行い、茨城県へ報告する。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第1項 別表第一の42項、番号法別表第1主務省令第33条第1、2号、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則 申請内容の確認を行い、茨城県へ報告する。 (全民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の 節囲	番号法第9条第1項 別表第一の42項、番号法別表第1主務省令第33条第1、2号、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則 申請内容の確認を行い、茨城県へ報告する。 住民票関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第1項 別表第一の42項、番号法別表第1主務省令第33条第1、2号、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則 申請内容の確認を行い、茨城県へ報告する。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 戦傷病者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の 節囲	番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 4 2 項、番号法別表第 1 主務省令第 3 3 条第 1 、 2 号、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行分、戦傷病者特別援護法施行規則 申請内容の確認を行い、茨城県へ報告する。 住民票関係情報

移転先15	社会福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の47項、番号法別表第1主務省令第38条第1、2、3、4、5号、障害児 福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条、15条	
②移転先における用途	本人確認を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	受給者、配偶者又は扶養義務者	
	[○] 庁内連携システム [] 専用線	
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
©19 +4/J/IA	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先16~20		
移転先16~20 移転先16	社会福祉課	
	社会福祉課 番号法第9条第1項 別表第一の48項、番号法別表第1主務省令第39条、戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金支給法	_
移転先16	番号法第9条第1項 別表第一の48項、番号法別表第1主務省令第39条、戦没者等の遺族に対する	
移転先16 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の48項、番号法別表第1主務省令第39条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	_
移転先16 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一の48項、番号法別表第1主務省令第39条、戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金支給法 申請内容を確認し、茨城県へ報告する。	
移転先16 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の48項、番号法別表第1主務省令第39条、戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金支給法 申請内容を確認し、茨城県へ報告する。 住民票関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
移転先16 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の48項、番号法別表第1主務省令第39条、戦没者等の遺族に対する特別 中請内容を確認し、茨城県へ報告する。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
移転先16 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の	番号法第9条第1項 別表第一の48項、番号法別表第1主務省令第39条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 申請内容を確認し、茨城県へ報告する。 (住民票関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
移転先16 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の48項、番号法別表第1主務省令第39条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 申請内容を確認し、茨城県へ報告する。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 戦没者妻及び同一世帯員 「○]庁内連携システム []専用線	
移転先16 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の	番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 4 8 項、番号法別表第 1 主務省令第 3 9 条、戦没者等の遺族に対する特別 中請内容を確認し、茨城県へ報告する。 住民票関係情報	

移転先17	健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49項、番号法別表第1主務省令第40条第1、2、3、4、5、6、7、8、 9、10号、母子保健法
②移転先における用途	本人確認、世帯状況の確認、通知発送、訪問先確認などを行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	妊産婦、乳幼児、対象児の保護者
	[○]庁内連携システム [□]専用線
⑥移転方法	[]電子メール
() +A / J / IA	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先18	社会福祉課
	仕云価性誘
①法令上の根拠	社 云価性 番号法第9条第1項 別表第一の50項、番号法別表第1主務省令第41条、戦傷病者等の妻に対する 特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法 施行規則
	番号法第9条第1項 別表第一の50項、番号法別表第1主務省令第41条、戦傷病者等の妻に対する 特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の50項、番号法別表第1主務省令第41条、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法施行規則
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一の50項、番号法別表第1主務省令第41条、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法施行規則 申請内容を確認し、茨城県へ報告する。 (選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の50項、番号法別表第1主務省令第41条、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法施行規則 申請内容を確認し、茨城県へ報告する。 (住民票関係情報 - (選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の50項、番号法別表第1主務省令第41条、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法施行規則 申請内容を確認し、茨城県へ報告する。 (住民票関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の50項、番号法別表第1主務省令第41条、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法施行規則 申請内容を確認し、茨城県へ報告する。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 5 0 項、番号法別表第 1 主務省令第 4 1 条、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法施行規則 申請内容を確認し、茨城県へ報告する。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 戦傷病者妻及び同一世帯員 [○]庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 5 0 項、番号法別表第 1 主務省令第 4 1 条、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法施行規則 申請內容を確認し、茨城県へ報告する。 (建択肢> 1) 1万人未満

移転先19	こども福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56項、番号法別表第1主務省令第44条第1、2、3、4、5、6号、児童手当法施行規則第1条の4、6条、11条
②移転先における用途	受給資格を確認する。 DV等支援対象者かどうか等を確認する。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者、受給対象児童、配偶者
	[○]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
() 18 ¥6/J (1 5	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先20	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59項、番号法別表第1主務省令第46条第1、2、3、4、5、6、7、8 号、高齢者の医療の確保に関する法律
②移転先における用途	本人確認、後期高齢者医療該当確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	後期高齢者医療被保険者
	[○]庁内連携システム []専用線
@##±	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()

移転先21	社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の63項、番号法別表第1主務省令第48条第1、2、3、4、5、6、7号、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
②移転先における用途	本人確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	支援給付者
	[○]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
OAP #AJJ /A	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先21~25	
移転先21~25 移転先21	高齢保険課
	高齢保険課 番号法第9条第1項 別表第一の68項、番号法別表第1主務省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、 9、10、11、12、13、14号、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令
移転先21	番号法第9条第1項 別表第一の68項、番号法別表第1主務省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、
移転先21 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68項、番号法別表第1主務省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14号、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令
移転先21 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一の68項、番号法別表第1主務省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14号、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令 対象者の確認を行う。
移転先21 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の68項、番号法別表第1主務省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14号、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令 対象者の確認を行う。
移転先21 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の68項、番号法別表第1主務省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14号、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令 対象者の確認を行う。
移転先21 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の68項、番号法別表第1主務省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14号、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令 対象者の確認を行う。
移転先21 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の68項、番号法別表第1主務省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14号、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令 対象者の確認を行う。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 被保険者及び世帯員 [○]庁内連携システム []専用線
移転先21 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の68項、番号法別表第1主務省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14号、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令 対象者の確認を行う。

移転先23	社会福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の69項、番号法別表第1主務省令第51条、被災者生活再建支援法	
②移転先における用途	本人確認を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	支給対象者	
⑥移転方法	[○]庁内連携システム[□]電子メール[□]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[□]フラッシュメモリ[□] 活)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先24	健康增進課	
移転先24 ①法令上の根拠	健康増進課 番号法第9条第1項 別表第一の76項、番号法別表第1主務省令第54条、健康増進法	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76項、番号法別表第1主務省令第54条、健康増進法	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報	番号法第9条第1項 別表第一の76項、番号法別表第1主務省令第54条、健康増進法対象者の確認を行う。	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の76項、番号法別表第1主務省令第54条、健康増進法 対象者の確認を行う。 住民票関係情報	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の76項、番号法別表第1主務省令第54条、健康增進法 対象者の確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢>	

移転先25	農業委員会事務局
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の77項、番号法別表第1主務省令第55条第1、2、3、4、5、6号、独立行政法人農業者年金基金法、独立行政法人農業者年金基金法施行令
②移転先における用途	本人確認、世帯員の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人 の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	年金加入者、受給者
⑥移転方法	 [○]庁内連携システム [□]電子メール [□] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [□]フラッシュメモリ [□] 計紙 [□] その他 (
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先26~28	
17 127020 20	
移転先26	社会福祉課
	社会福祉課 番号法第9条第1項 別表第一の84項、番号法別表第1主務省令第60条第1、2、3、4、5、6、7、8 号、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、石岡市障害者日常生活用具給付事業実施要綱、
移転先26	番号法第9条第1項 別表第一の84項、番号法別表第1主務省令第60条第1、2、3、4、5、6、7、8
移転先26 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84項、番号法別表第1主務省令第60条第1、2、3、4、5、6、7、8 号、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、石岡市障害者日常生活用具給付事業実施要綱、
移転先26 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報	番号法第9条第1項 別表第一の84項、番号法別表第1主務省令第60条第1、2、3、4、5、6、7、8 号、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、石岡市障害者日常生活用具給付事業実施要綱、 本人確認、世帯員確認、受給資格の確認等を行う。
移転先26 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人	番号法第9条第1項 別表第一の84項、番号法別表第1主務省令第60条第1、2、3、4、5、6、7、8 号、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、石岡市障害者日常生活用具給付事業実施要綱、本人確認、世帯員確認、受給資格の確認等を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満
移転先26 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第1項 別表第一の84項、番号法別表第1主務省令第60条第1、2、3、4、5、6、7、8 号、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、石岡市障害者日常生活用具給付事業実施要綱、 本人確認、世帯員確認、受給資格の確認等を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満

移転先27	こども福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94項、番号法別表第1主務省令第68条第1、2、3、4、5、6、7号、 子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、石岡市立保育所条例、つくば市保育所管理規程	
②移転先における用途	保育所入所時の申請内容の確認を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人 の数	 <選択肢> 1) 1万人未満 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	
⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	保育所入所児童とその世帯員	
⑥移転方法	[○]庁内連携システム []専用線	
	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度	
移転先28	保険年金課	
移転先28 ①法令上の根拠	保険年金課 石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、石岡市医療福祉費支給に関する条例、石岡市医療 福祉費支給に関する条例施行規則	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、石岡市医療福祉費支給に関する条例、石岡市医療	· ·
①法令上の根拠	石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、石岡市医療福祉費支給に関する条例、石岡市医療 福祉費支給に関する条例施行規則	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、石岡市医療福祉費支給に関する条例、石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則 本人確認、居住地確認を行う。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人	石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、石岡市医療福祉費支給に関する条例、石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則 本人確認、居住地確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 1 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、石岡市医療福祉費支給に関する条例、石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則 本人確認、居住地確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	- 奈
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、石岡市医療福祉費支給に関する条例、石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則 本人確認、居住地確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 1 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人	石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、石岡市医療福祉費支給に関する条例、石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則 本人確認、居住地確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 受給者、所得判定対象者	寮
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人 の数 ⑤移転する情報の対象となる本人 の範囲	石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、石岡市医療福祉費支給に関する条例、石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則 本人確認、居住地確認を行う。 住民票関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満	寮